『違法捜査と冤罪:捜査官!その行為は違法です。木谷明著 ŗ 🗀

(ISBNコー 978-4-535-52587-0)

## お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがありました。 お詫びして訂正い たします

株式会社 日本評論社

- 39頁 小島事件の事件 裁判情報2行目
- $\times$
- $\bigcirc$ (無期懲役)
- この判決に対する上告を断念し、……× この判決に対し上告を申し立てたが最高裁はこれを棄却し、(2)42頁 6行目
- $\bigcirc$   $\times$
- $\times$ いずれも棄却された。
- 即時抗告を申し立てたが、棄却された。× 即時抗告、特別抗告を申し立てたが、い(3) 58頁 ③ の最後の行
- ・最二小決昭和五三年七月三日判時八九七号一一四頁(上告棄却)・東京高判昭和四八年一二月二○日(控訴棄却)・水戸地土浦支判昭和四五年一○月六日(無期懲役)【事件発生:一九六七(昭和四二)年八月二八日】(4)128頁(布川事件の事件・裁判情報につき、正しくは左記(4)128頁(布川事件の事件・裁判情報につき、正しくは左記 正しくは左記の通りです。

## 第一次再審請求]

- 最一小決平成四年九月九日集刑二六一号三頁(特別抗告棄却)
- [第二次再審請求]
- ・水戸地裁土浦支部平成二三年五月二四日(無罪判決)・最二小決平成二一年一二月一四日集刑二九九号一〇七五頁(特別抗告棄却)・東京高決平成二〇年七月一四日判タ一二九〇号七三頁(即時抗告棄却)・水戸地土浦支決平成一七年九月二一日(再審開始)

## [国家賠償請求訴訟]

- 東京高判令和三年八月二八日(右同)水戸地土浦支判平成二三年五月二四日 (国家賠償請求一部認容)
- 5
- $\times$ 「不起訴不当」の議決をすると、「起訴相当」の議決をすると、:「151頁」9行目
- $\bigcirc$
- 以前A子さんに鏡を……以前Sさんに鏡を……(6) 160頁 後ろから4行目
- $\bigcirc$ X
- (7) 177頁 後ろから3行目
- 出現頻度は著しく増加した。出現頻度は著しく低下した。 :
- $\bigcirc$   $\times$
- (8) 218頁 6年 6行目
- $\bigcirc$   $\times$